


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市高齢者理・美容券交付事業実施要綱の一部を改正する 訓令について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市高齢者理・美容券交付事業実施要綱第9条で規定する委託契約先の名称が変更になったため、要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>第9条中「東京都理容環境衛生同業組合東村山支部東大和地区及び東京都美容生活衛生同業組合村山・大和支部」を「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条に規定する生活衛生同業組合」に改める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成29年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>特になし。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし。</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続を進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。